

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
休日がと
る翌日)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

四 運用益金の処理（第四条関係）

- 1 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、一の目的を達成するために必要な経費の財源に充てることとした。
- 2 1による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てる」ととした。

五 繰替運用（第五条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確定な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができます

六 委任（第六条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、知事が定めることとした。

七 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県環境学術研究基金条例

一 設置（第一条関係）

県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もつて鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資するため、鳥取県環境学術研究基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 積立て（第二条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする」ととした。

三 管理（第三条関係）

公布された条例のあらまし

◇条 例

鳥取県環境学術研究基金条例（企画課）

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務課）

目 次

| 区域の名称 | 埋立造成面積 |
|--------|----------|
| 米子崎津地区 | 二十五ヘクタール |

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 埋立事業を行う区域に、次の区域を加えることとした。（第六条第一項関係）

- 1 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条

例

鳥取県環境学術研究基金条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号
鳥取県環境学術研究基金条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一項の規定に基

づき、県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行ひ、もつて鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成八年十月鳥取県条例第十九号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資するため、鳥取県環境学術研究基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第一条の目

的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。
2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるものほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県条例第二号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「造成」を「造成及び分譲」に改め、同条第二項の表中「境港外港地区」を「境港外港昭和地区」に、「境港外港竹内地区」を

| | |
|----------|----------|
| 境港外港竹内地区 | 百十三ヘクタール |
| 米子崎津地区 | 二十五ヘクタール |

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。